

商工建設常任委員會會議錄

平成20年8月11日

場 所 第5委員会室

平成20年8月11日（月曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・連鎖倒産防止への対応について
- ・㈱志多組について

出席委員（9人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員 員	坂 元 裕 一
委 員 員	星 原 透
委 員 員	水 間 篤 典
委 員 員	濱 砂 守
委 員 員	外 山 良 治
委 員 員	武 井 俊 輔
委 員 員	河 野 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（9人）

議 員	福 田 作 弥
議 員	中 村 幸 一
議 員	丸 山 裕 次 郎
議 員	松 村 悟 郎
議 員	鳥 飼 謙 二
議 員	満 行 潤 一
議 員	高 橋 透
議 員	新 見 昌 安
議 員	前屋 敷 恵 美

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長	河 野 富 二 喜
部参事兼商工政策課長	内 堀 保 博 秋
経営金融課長	古 賀 孝 士
労働政策課長	押 川 利 孝
地域雇用対策監	金 丸 裕 一

国土整備部

國 土 整 備 部 長	山 田 康 夫
國 土 整 備 部 次 長 (總括)	濱 砂 公 一
國 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	岡 田 義 美
國 土 整 備 部 次 長 (都市計画・建築担当)	児 玉 宏 紀
高速道対策局長	渡 辺 学
部参事兼管理課長	持 原 道 雄
技術企画課長	岡 田 健 了
道路建設課長	山 崎 芳 樹
道路保全課長	東 康 雄
砂防課長	桑 畑 則 幸
建築住宅課長	藤 原 憲 一
高速道対策局次長	渡 邊 純 教

事務局職員出席者

議事課主査	山 中 康 二
議事課主査	大 下 香

○十屋委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、商工観光労働部の後に国土整備部も追加して審査をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、まず、商工観光労働部から説明を求めます。

また、商工観光労働部につきましては急々な委員会の開催に御協力いただきまして、ありがとうございます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいいたしたいと思います。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

委員の皆様、御承知のとおり、先週の金曜日に、株式会社志多組が裁判所に対しまして民事再生手続開始の申し立てを行っております。これを受けまして、県におきましては本日、各部長によります緊急連絡会議が開催され、知事から、連鎖倒産を防止するために連携して全力で当たるよう指示があったところであります。また、明日は知事が上京いたしまして、中小企業庁長官に対しましてセーフティネット保証第1号の早期指定を受けられるよう要請をすることいたしております。

本日は、県が行っております連鎖倒産防止への対応について御説明をさせていただきます。詳細は経営金融課長より説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○古賀経営金融課長 それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページでございます。連鎖倒産防止への対応について、1の金融対策、(1) 県中小企業融資制度については、2ページの別紙1を

ごらんいただきたいと思います。「宮崎県中小企業融資制度のご案内」とございますが、これは倒産関連について書いたものでございます。3つの資金貸付を紹介いたしております。

まず、一番上の倒産企業に売掛金債権を持っている方についてでございます。これにつきましては経済変動・災害対策貸付で対応することになっております。融資対象者は、再生手続開始申し立て等を行った事業者に対し、売掛金債権等を有し、経営の安定に支障が生じている中小企業者または組合ということで、融資限度額は運転資金3,000万円となっております。融資利率は、借入期間によって異なりますけれども、2~2.5%になります。また、信用保証料は、財務内容によりまして0.4~1.5%の保証料が要ります。

次に、2番目の丸の大型倒産企業でございます。これは部長が冒頭触れましたけれども、セーフティネット保証1号指定企業に売掛金債権を持っている方になります。これにつきましては県ではセーフティネット貸付を設けております。融資対象者につきましては、上の経済変動・災害対策貸付と同様でございます。融資対象者の1行目の後段のほう、「大型倒産事業者のうち、国が指定する企業」、要するに国が指定した企業に対して売掛金債権を持っている場合はセーフティネット貸付ができます。ちなみに、米印に書いておりますけれども、現在、県内の指定企業といましては、この企業が指定になっているところでございます。融資限度額は、運転資金が3,000万、設備資金が5,000万、さらに融資利率は、上の融資利率よりも0.2%ほど低くなっております。年1.8~2.3%、さらに信用保証料は、財務内容にかかわらず一律0.55%ということでございますから、

借入者にとりましてはこのセーフティネット貸付が有利であると言えると思います。

続きまして、1ページに戻りまして、1の(2)セーフティネット保証制度1号でございますが、この仕組みにつきまして御説明申し上げたいと思います。別紙2、3ページをお開きいただきたいと思います。セーフティネット保証制度1号指定（大型倒産）についてでございます。

1の概要でございます。負債総額がおおむね3億円以上の大型倒産が発生した場合、倒産企業に対して一定の回収困難な債権がある中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、信用保証料の低減や信用保証協会の別枠保証が受けられる制度でございます。適用基準につきましては、下の表にございますとおり1から6ございますが、今回の志多組は1に該当いたします。まず、申立事業者の負債額は15億円以上でございますが、278億円ですのでこれに該当します。それと、取引中小企業者数が50社以上ということでございますけれども、取引企業者が1,100社と言われていますので、これに該当いたすことになります。

次に、2の指定を受けるメリットというのが2つございまして、先ほど御説明いたしましたとおり、通常の保証料が一律0.55%に低減をされるというのが一つございます。それと(2)、通常2億8,000万の限度額とは別に、同額の2億8,000万の保証が可能となります。それと、ここには書いておりませんけれども、先ほどセーフティネット貸付は借入者が有利であると申し上げましたが、金融機関のほうも有利になる面がございます。これはどういうことかと申しますと、昨年10月1日から責任共有制度というのが始まりました。通常でしたら80%は信用保証協会の保証が受けられますけれども、20%は金

融機関がリスク負担しなければなりません。しかし、このセーフティネット保証の指定を受けると100%信用保証協会の保証が受けられますので、金融機関にとっても融資がしやすくなるという面もございます。

続きまして、3の手続でございます。認定を受けるまでの流れは、まず、大型倒産が発生いたしますと、県から申立代理人に対して債権者リストの提出依頼をします。債権者リストの提出を受けますと、県では、③にございますけれども経済産業省を通じて中小企業庁のほうに進達をいたします。そして国のほうで審査をして認定し官報登載をして、国から県のほうに通知があります。③から⑤の間が通常ですと約3週間かかります。今回の場合は、非常に取引先も多いということ、ただいま申し上げましたようなセーフティネット貸付が受けられるとなりますとメリットが非常に大きいことから、この指定を少しでも早くしていただくようにということで、あす知事が中小企業庁長官に早期指定についての要望を出すことにしたところでございます。

次に、4の中小企業者が実際にセーフティネット保証を受けるまでの流れでございます。中小企業者の方が市町村に対して認定申請をしていただきます。これは簡単な申請でございますと、今回の場合でしたら、市町村のほうから志多組に債権を持っているという認定書をいただきまして、金融機関、保証協会のほうに融資の申し込みをして融資が実行されるという流れになります。

続きまして、相談対応でございますけれども、通常でございますと、県の経営金融課、また県内の総務商工センターのほうで相談対応を受けてますが、今回の志多組への対応につきましては、

別紙3、4ページのように行つたところでございます。まず、相談窓口の設置といたしまして、8月9日（土）と10日（日）の2日間にわたり宮崎商工会議所におきまして相談を受けております。相談内容は経営相談と金融相談ということで、相談機関は、私ども経営金融課と信用保証協会、さらに国の中小公庫、国民金融公庫、商工中金の3機関、さらに宮崎商工会議所、そして宮崎市の合同で設置をさせていただいたところでございます。相談は、2日間で12件あつたところでございます。

続きまして、2の関係機関への協力要請でございますが、（1）の商工団体に対しましては取引企業への積極的な相談対応の要請を、また、（2）の金融機関に対しましては取引企業への融資の協力要請を、同じく8日（金）に行つたところでございます。

説明は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の皆様の質疑をお受けしたいと思います。

○坂元委員 知事が連鎖倒産防止への対応を急ぐようにという指示をされた。過去、こういう指示が何件あったのか。その基準、またその理由がわかれれば教えてください。

○古賀経営金融課長 過去には余り例がないと思います。

それと、なぜこういった指示があったのかとことでございますが、取引企業が1,100社、県内でも400社ぐらいあると言われております。これは直接志多組に対して債権を有している企業でございますので、いわば1次下請みたいなことです。その2次、3次ということになれば波及が非常に大きいことから、そういう指示があつたと理解をいたしております。

○高山商工観光労働部長 連絡会を開催しての指示があったのは今回が初めてということであります。通常、いろんな倒産等の報告を受けます。そういうときには十分配慮するように、指示はいつも受けております。

○坂元委員 従来、建設業の倒産で、資材屋、特に生コンとか大きな焦げつきがいっぱいあるわけです。そういうのは顧みなかつたいきさつがあります。今回、志多組だから特別扱いだよというような印象がどうしてもぬぐい切れないのですが、明確な基準というものは1,100社だったからということ。その数はどういうふうな基準で選ぶのか、その都度その都度トップの判断で決めるということなのか。その辺を明確にお示し願えませんか。

○古賀経営金融課長 明確な判断ということではないんですが、2ページの真ん中に大型倒産企業ということで、県内の指定状況がござります。我々のほうといたしましては、こういうことに該当するものがあれば、今までその都度対応しております。

○坂元委員 県政トップが判断することの基準は、皆さん方にはわからないかもしれません。ただ、信用不安というのはずっとあったわけです。それは経営金融課あたりではいつごろから把握されていましたか。

○古賀経営金融課長 いろいろ情報が飛び交っているというのは存じ上げておりました。

○坂元委員 いつごろから。

○古賀経営金融課長 先月ぐらいからそういった話があるというのは存じております。

○坂元委員 それと、相談窓口の12件の内訳と債権総額はわかりますか。

○古賀経営金融課長 計算いたします。

○坂元委員 それ以降は関係機関で対応します

ということですが、1,100社にしては数が少ないというか、余り切迫感がないという印象ですが、啓発の不徹底ですか。

○古賀経営金融課長 今後、どういう影響があるのかどうか企業者の方々が考えられるのじゃないか。もう一つは、日ごろ相談をされているところ、例えば取引金融機関とか商工会議所に行かれる方が多いのかなと思っております。ただ、とりあえずどこに行ったらいいんだろうかというときに、土日どこもそういった機関があいておりませんでしたので、そういった点では意味があったのかなと思っております。

○坂元委員 一つは受注した不動産物件の手形が落ちなかつたということでしょうが、それのみによって経営が圧迫されたのか。経営分析の専門家としてどうですか。

○古賀経営金融課長 専門家ではないんですけれども、記者会見でおっしゃっておられるのが、原材料、コスト高、入札競争が激しくなってきたこと、それと東京の不動産業者2社が倒産し、立てかえがただでさえ多い中で資金回収ができなくなつたのが原因だと。最終的には金融機関にも支援をお願いしたんだけれども、これ以上無理ということがわかつて、今日の事態に至つたというふうな御説明になっております。

それと先ほどの御質問ですが、12件の債権総額は1億9,300万でございます。内訳は売掛債権です。

○坂元委員 例えば畠屋さんとかですね。

○古賀経営金融課長 建設業が8、内装業が3、電気工事業が1の計12ということになります。

○坂元委員 建設業というのは大くくりで、土木とか建築とかいろいろあるんですが、わかりませんか。

○古賀経営金融課長 そこまでは調べておりま

せん。

○水間委員 同じことになりますが、負債総額は278億ということでありました。ただ、問題の中で、実は11日、きょう手形の決済ができないということで、前もって8日に発表されたような表現なんですが、そこは間違いないですか。

○古賀経営金融課長 資金的にそういうものが用意できなかつたということだろうと思いま

す。

○水間委員 きょうが手形の決済日という話だったと思うんだけれども、県としてはそこはまだ把握できていないんですね。

○古賀経営金融課長 13日に宮崎、14日に東京で債権者集会がござりますので、そういった中ではつきりしてくるのではなかろうかと思っております。

○水間委員 それと、整理の仕方で会社更生法あるいは民事再生法あるんですが、民事の再生というと会社側に非常に権力があると私は見てるんですが、今回、民事再生法をとられた経緯についてはそういう考え方でいいですか。

○古賀経営金融課長 申立代理人がおっしゃっているのは、現在の利害関係者の状況、スピード感から見て、民事再生のほうが適切とアドバイスを受けて判断をしたということをおっしゃっているようです。

○水間委員 会社側からすると、非常に権力の強い民事再生法と私は見てるんです。業界の1,100社の皆さん、あるいは県内の400社の皆さんを考えると、自分の会社を早く立ち直らせたいという意味で民事再生であれば、それにこしたことはないんですが、自分の会社を保護するための民事再生ではなかつたのかという感が否めないです。これは憶測でしかないんですけども、そういう考えが見えるんですが、そ

こあたりはどうですか。

○古賀経営金融課長 民事再生法を選ぶか会社更生法を選ぶかというのは、それぞれの会社の事情、また相談なさった専門家の意見によるものだと思っております。

○水間委員 それと、これは県土整備部にもかかわる問題ですが、今、国県の仕事を請けておるんです。こらあたりの問題については商工観光労働部では把握はしていませんか。

○古賀経営金融課長 現在、20数件受注をいたしているということは、記者会見の中でおっしゃっていました。

○水間委員 最後になりますが、セーフティネット保証第1号の指定企業、国が指定するということで、三和、一心工業、日本ブルックス、ウエダ、やなぎた、興栄産業、アリサカ、渕脇組——当然、志多組もここに入ることになると思うんだけども——先ほどの話のように、第1号の指定について、ここについては県もこのような話にはならなかつたのか。何で志多組だけがと、大きいところだけがというのがあるんです。何で志多組だけが県全体で騒がにやいかんかと、我々の倒産も同じじゃないか、我々は困ったんだというところもあるんだけども、今回、1,100社、負債総額300億に近い、しかも県内最大手、売り上げも全国100社の中に入る大手企業ですから、優遇することは確かに必要な部分があるかもしれないが、大きいところだけでそれをやっていいのか。こらあたりについては、今まで倒産した企業、また、今から倒産がふえてくるとしたならば、先ほど基準等明確にしてくれという話だったけれども、こらあたりをちゃんとしないといけないと思うんですけど、どうですか。

○古賀経営金融課長 今、お名前を出していた

だきました企業の中に渕脇組があつたと思ひますけれども、7月に倒産いたしまして既に指定を受けております。我々といたしますと、そういう状況になりますと連鎖倒産をいかに防止するか、そのためにはいち早い指定が必要だということで、常日ごろから迅速な処理はさせていただいているところでございます。

○濱砂委員 まず、278億円の内訳ですが、これはすべて金融債務ですか。

○古賀経営金融課長 債権の内訳そのものにつきましては、まだ会社からも発表がないのでわかりませんが、当然、金融債権、一般債権もございます。新聞報道では、金融債権が180億ぐらいということを言われていましたので、単純に差し引きますと約90億円の一般債権があるのかなと思っております。

○濱砂委員 県内の債権者の債権金額は大まかわかりませんか。

○古賀経営金融課長 個別には把握いたしておりません。

○濱砂委員 さっき話が出てきましたけれども、民事再生法、結果的に債権者が納得せにやいかんという前提があるんでしょうけれども、最終的にはどのくらい回収ができるのでしょうか。

○古賀経営金融課長 会社の支払い能力がどの程度あるのか。結局、支払い能力がないからこういう事態に至っているわけです。としますと配当というのは相当少なくなるのではなかろうかと、一般的には予想されます。

○濱砂委員 法律的にはどうなんですか。10年間ぐらいの期間の中で5%なり10%を返していくということになるんでしょうが、最終決定は別として、どういう範囲になっているんですか。

○古賀経営金融課長 まさに再生計画の中でそこあたりを決定されるわけでございますけれど

も、まずは債権者集会の中でどのようなことになるのか、出発点は債権者集会からだと考えられます。

○濱砂委員 県内で一番大きい債権をかぶったと、債権回収できないというのはわかっていますか。

○古賀経営金融課長 それにつきましても個別にはわかりません。

○武井委員 何点か御質問いたしますが、志多組の関係で、公租公課の滞納等、県税とか市町村税とかそういったものがなかったのか。こういうのは優先債権になると思うんですが、把握していらっしゃるでしょうか。

○古賀経営金融課長 申しわけございません。把握しておりません。

○武井委員 先ほどの濱砂委員の関連でもあるんですが、こういったものが後で出てきた場合、当然優先債権になりますから、一般債権者はますます取り分が減っていくことになりますので、把握をお願いしたいと思います。

続きまして、債権者の状況等見ているんですが、一般債権者の中に志多組のグループ会社と思われるような会社等があります。こういったところが連鎖倒産して、志多組と志多グループ全体で債務がさらにふえていくことが懸念されますが、グループ全体としての債務がふえていくのではないかという懸念についてはいかがでしょうか。

○古賀経営金融課長 関連企業につきましては、御存じのとおり、中央コンクリート工業が同日付で民事再生法の申請を行いました。負債額は1億6,000万と伺っております。その他の関連会社が4社あると伺っておりますけれども、これにつきましては志多組本体の民事再生計画を行う中で方向性を検討することになるとおっしゃ

っておられます。

○武井委員 志多グループと言われるものの中にはいろんな企業があると思います。経営の方方が志多姓の会社も結構あるので、ここはどうなのか、ここはどうなのかとか、そこにはもちろん建設業以外の全く違う業種、いわゆるサービス業もあります。そういうところへの波及について非常に懸念があるんですけども、そのあたりは今の段階ではわからないということでおろしいですか。

○古賀経営金融課長 そのとおりでございます。

○武井委員 わかりました。そのあたりについても、取引業者も含めて非常に心配が出ているということは御認識をいただきたいと思います。

続いて、民事再生に至るまでの経緯の中で、先月、情報を聞かれたというお話が先ほど課長のほうからありましたけれども、直接志多組と話をされたことはありましたか。

○古賀経営金融課長 一般的に申し上げても、そういった企業が我々のほうに来られるという例は余りございません。ただ、金融相談で中小企業の方々が、何とかならないのかとか、どういった資金が使えるんだろうかというような御相談は一般的にはございますけれども、今、御質問にありました、志多組のほうから直接県のほうにというのは、私のほうでは伺っておりません。

○武井委員 先月、そういった情報を聞かれたということでしたけれども、知事にはいつごろ、どういう形で報告をされて、何らかの指示がきょうに至るまでにあったのかということについて伺いたいと思います。

○古賀経営金融課長 そういった動きが現実になった時点での報告させていただきました。

○武井委員 いつごろでしょうか。

○古賀経営金融課長 当日でございます。

○武井委員 当日というのは、課長が把握された当日ということですか、それとも発表がある日ということですか。

○古賀経営金融課長 発表があった当日です。

○武井委員 ということは、商工観光労働部として、この発表がある日までは知事とこの問題に対しての協議は行わなかつたということになりますか。

○古賀経営金融課長 我々のほうといたしましては、一般的にこういった倒産という是有るわけでございますし、そういった場合にどういったものが対応として出てくるのか、今申し上げておりますようにセーフティネット貸付の対応とか、そういった部分については日ごろからやっておるということです。

○武井委員 こういう形で大変大きな問題になっていますし、現実に委員会まで開かれるような状況になっているわけですが、そういった意味では、一般論はわかるんですけども、実際に志多組という会社がこういう状況で、こういうことが起こり得るかもしれない、こういうことを私たちは対応しようと思っているということを、危機管理的に言えば、課長なり部長なりが情報を把握された段階で、知事、副知事まで含めた庁議みたいなものでの対応があつてよかつたのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○古賀経営金融課長 法的整理をするとかしないとかいうのは非常に機密に属する事項でございますし、また、金融機関がたとえ把握をしたとしても、コンプライアンスの問題とかあります。そういった非常にデリケートな問題については、県としても扱いづらい問題であるということは御理解いただきたいと思います。

○武井委員 議会を開くとか、マスコミにオープンにするというのは、まさに課長がおっしゃるとおりだと思うんですが、知事がトップなわけですから、トップや担当の責任者等含めての県としての方向づけを庁内で話をしていくというのは、当然それは参加者も限定されるわけですから秘密は守られると思うんですが、そういったことがあるべきではなかったのかということだったんですけれども。

○古賀経営金融課長 県として一企業に対してどうこうするというのは非常に難しい問題でございまして、仮にそういったことが発生した場合については、ただいま申し上げておるような対応を常日ごろからとつておるわけでございますので、そういった対応をとらせていただいたということでございます。

○武井委員 ただ、先ほど水間委員からもお話をありましたけれども、一企業の問題でこれだけのこと現実なっている。つまり、それだけ宮崎県にとってこの会社の経営がこういう形で行き詰ったというのは大きな問題だと思うんです。その結果が事前に予測をされたわけですよね。少なくとも先月からは情報把握していらっしゃったということですから、ということであれば、対応できたかできなかつたかというのはあると思うんですが、組織としてはその段階で知事なりにしかるべき報告があつて、トップも含めた意思疎通があるべきではなかつたのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○古賀経営金融課長 御意見として承っておきたいと思います。

○武井委員 次に移ります。対策監が前にいらっしゃいますから、連鎖倒産とは少し外れるんですが、雇用の問題について御質問をしたいと思います。

雇用の問題の中で、当然、志多組もこれから会社を改めて再生していく中において、雇用不安等が発生してくる。もちろん最小限に、ないように今努力されているのはわかるんですが、連鎖倒産が発生するということがあれば、またそこでも雇用不安が起り得ると思うんです。そういうもののへの対応、雇用不安が起こった場合にこういった準備をするとか、検討されている部分があればお聞かせください。

○金丸地域雇用対策監　これは昨年、一心工業のときと同じケースですが、労働局を中心になってやるわけです。基本的に、30名以上の大量離職、解雇が発生した場合は、集団での離職説明会とか、雇用保険が早期に受給できる手續をすることになっております。そして、労働局の中で特別対策といっているんですが、そういうメニューをやっていくことになっております。

自己破産の場合は、対策本部あるいは連絡会議という正式な組織ができるんですが、今回の場合は民事再生ということで、まだ雇用について見えない部分がありますので、そういうのが発生すれば特別対策をやることは決めておりますけれども、その辺はハローワークのほうで情報収集をやっている状況でございます。

○武井委員　私の身の回りにも、若い人でも不安を非常に感じている人が、志多組の社員、そうでない人問わず結構いるようですから、そのあたりは万全の対策をお願いしたいと思います。以上です。

○河野哲也委員　発表事項の中で「関係機関へ協力要請」ということで、(2)「金融機関に対して、取引企業への融資の協力を要請」とありますが、具体的にあったらお願いしたいと思います。

○古賀経営金融課長　これにつきましては、冒

頭御紹介申し上げましたけれども、県の融資制度がございますので、この積極的な活用をお願いしたところでございます。

○河野哲也委員　県内の指定企業等複数あり、また現実、今も別件で倒産なり融資関係が非常に発生していると思います。一番心配するのは、金融機関の貸し渋り等煩雑な状況になってくると思うんですけども、それに対して県のほうから特別に何かありますか。

○古賀経営金融課長　文書で協力要請を行ったわけでございますけれども、今、委員おっしゃるように貸し渋りといったことになると大変心配でございますので、これにつきましては、きょうにでも部長と、主要な金融機関、政府系金融機関については、改めて協力要請に行こうと考えております。

○河野哲也委員　先ほどありましたけれども、きょうぐらいから関係機関に対しての中小企業の相談等数多くなってくると思いますので、県のほうも具体的に対応していただきたいと思います。

○外山委員　第1点は、直接債権者、間接債権者あると思うんですが、把握されていますか。

○古賀経営金融課長　県内で債権を有しているのが約400社となっております。ただ、間接につきましては、400社の中から分かれていくわけでございますので、これについては把握をいたしておりません。

○外山委員　一般的の商い活動をやっている場合、直接債権者というのは表に出るからわかりやすい、対応がある程度しやすい。ところが、間接債権者というのは全く見えない。ましてや中小企業が多い。そういう方は下におるから全く把握ができない。そしてばたばたと連鎖倒産をしていくことがあるから、特に間接債

権に対する目配り、気配りというものを十分や
っていただきたいと思います。

ちなみに、志多組の従業員は何人おるんですか。

○古賀経営金融課長 385名と聞いております。

○外山委員 こういった例えば民再をやると、
その過程の中で1人やめ、2人やめ、将来の展
望を見出すことができない。ましてや3人、4
人がまとまってやめる場合、労働者に対する生
活融資制度というものは、ここではだれがして
おるんですか。

○押川労働政策課長 直接、離職者等に対する
貸付等はございません。

○外山委員 中小企業、いわゆる企業に対する
倒産防止という制度はある。首になった労働者
に対する融資制度は関係をしていない。まこと
におかしな組織じゃないですか。だから自殺が
ふえるんです。部長、見解をお願いします。

○高山商工観光労働部長 倒産した企業等に勤
めていらっしゃる方が困られたときに県の融資
制度があるのかということですが、先ほど課長
から申し上げたとおり実際ないというふうに思
っております。これは金融機関等で行っており
ます個人金融で対応していくしか、今のところ
はないのかなと思っております。

○外山委員 中小企業に対する倒産、何でこの
ことを議論しているのかと、一般融資を受けられ
ない方々、債権が可能になるためにどういう
ふうにセーフティネットで対応するかという議
論をしているわけでしょう。労働者に対しては、
そこら辺の金融機関に行って借りなさいよと、
えらい冷たいんじゃないですか。そうなつたら
行政は要らへんがな。今のはぼやきとして聞
いておってください。

最後になります。その他で言おうと思ったん

ですが、一たん倒産をした。会社更正か民再か
破産か。一たん倒産をした会社が民再で自立を
した場合に、雇用というものは民再時点で1万
人にカウントできるんですか。あなた方は今ま
でそうおっしゃってました。

○十屋委員長 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

○星原委員 今、各委員からいろいろ出たとこ
ろですが、公共事業費が毎年減額されていく中
で、こういう事態になるだろうということは、
我々議会でも何回もいろいろな形で質問をし
ながらやってきているわけで、今回、県内で一番
大手の企業がこういう形になったということは
非常に残念です。また、東京でのマンション関
係のことでのこうなったということですが、一方
では県内にそれだけの仕事がなかつたせいもあ
るだろうとも思う中で、今回、県内の取引業者
が400社ということあります。それぞれ貸付の
制度はあるんですが、果たしてそれで本当に連
鎖が防げるのかなという感じがするわけです。

そういう部分と、こういう状況に陥る企業が
暮れあたりまでに相当数出てくるんじゃないか
と思うんですが、その辺に向けて、これまで金
融機関あたりとの打ち合わせとか対応策は出
てきていたものなのか。あるいは国の状況によっ
てだけで、県としては違う形の考えがあつたも
のなのか、あるいは今後は何か対応策を考
えていらっしゃるのか、その辺はどうなんですか。

○古賀経営金融課長 星原委員がおっしゃるよ
うに、状況は今後ますます厳しくなってくるだ
ろうと。対症療法になるかもしれませんけれど
も、中小企業者の場合には、まず金融を円滑に

進めていくのが大変重要だという認識であります。そのためには、県内の金融機関はもとより、政府系金融機関との連携も大変重要になってくるだろうということで、実は政府系金融機関とも一緒になった勉強会を既に立ち上げておりますし、今後、より連携を密にしながらやっていこうと考えております。

さらに、以前から申し上げておりますけれども、金融機関からも借りられない、信用保証協会の保証も受けられないところにつきましては、セーフティネットが今のところございません。これにつきましては、民間の大手の消費者金融の債務保証と県内の金融機関、それと商工会、商工会議所のメンバーという形での新たな融資の枠組みを9月1日からスタートさせたらということで、今、関係機関と調整をやらせていただいております。あらゆる網を多くすることによって、1社でも2社でも救える体制をつくっていきたいと考えております。

○星原委員 2ページに貸付関係があるわけですが、融資限度額あるいは融資利率、信用保証料、これは全国同じ形のものなんですか、宮崎県として率とか違う形になっておるものなんですか。

○古賀経営金融課長 まず、融資利率につきましては、金融激戦区と言われているところ、そうでないところございまして、全国一律ではございません。ただ、本県の金利は大体平均並みには行っていると考えております。

それと保証料率につきましては、県のほうでことし見直しを行う中で、政策提案の高いところにつきましては保証料の補助を厚くするということで、保証料についてもほかの県にも遜色のないような条件にはしているつもりでございます。

○武井委員 公租公課の話を最初少ししたんですけども、県税及び市町村税において滞納等はないのか把握していらっしゃいますか。

○古賀経営金融課長 所管部じゃないものですから把握はしていないんですが、一般的に申し上げて、県の工事をとるということになりますと、当然そういった滞納がないという前提になっておりますので、滞納はないのではないかと思っております。

○武井委員 これは債権額の戻ってくる金額にも大きく影響することですので、一回確認はお願いしたいと思います。

また、もあるのであれば資料としていただきたいと思います。

○十屋委員長 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

11時までをめどにしておりますが、委員外議員の皆さんで御発言ある方はお願いします。

○鳥飼議員 私はちょうど金曜日は登庁しておりましたので、お昼のテレビで見てびっくりしました。ことし明けからうわさは出ていて、6月ごろから急に大きなうわさになってきました。県土整備部に資料要求した後、2時半ごろですか、商工観光労働部の担当の方が、きょう御説明がありました「宮崎県中小企業融資制度のご案内」を直接持ってこられて説明を受けて、迅速な対応をしておられるなというふうには思いました。たまたまそのときは知事はよそに行っておられたようですから、きょう緊急対策会議をやられたと聞いております。可能ならばもっと早く、夕方とかがよかったという気がするんですけれども、本人がいなければやむを得ない

ことだろうとは思っております。

そこでお尋ねしたいのは、早期認定のために知事が上京されるということですが、その日程は決まっておるんでしょうか。

○古賀経営金融課長 あす行く予定にしております。

○鳥飼議員 それから、セーフティネット保証を受けるまでの流れが4で説明があったんですけど、この日にちは通常どの程度かかっているのか。これを受けなければ貸付が受けられないということですから、ちょっと教えてください。

○古賀経営金融課長 通常は3週間というふうになっております。

市町村の認定はすぐできます。要するに市町村のほうに行かれたら、「あなたは志多組に債権がありますね」、それだけのことですから、認定に時間を要するものではございません。

○鳥飼議員 これまでもセーフティネット、大型のやつを受けてるので、アリサカとかいろいろ出たんですけれども、これは早くはなっていらないんですね、通常の認定ということでおろしいんでしょうか。

○古賀経営金融課長 国のほうに聞きますと、倒産が多くて、セーフティネット保証が順番待ちの状況ということでございまして、それで3週間程度かかっているということのようです。

○鳥飼議員 3週間が短くなれば、4番のほうが、認定を受ければスムーズにいくわけです。今から中小企業庁に行かれるということですけれども、今後、連鎖倒産とかいろいろなことも予想されます。知事も地元において対応を練つていただくように、お願いをしておきたいと思います。

○福田議員 実はセーフティネットの保証率100%は、代位弁済が通常であると金融機関に

対して8割であるが、セーフティネットの認定を受ければ100%でありますから、金融機関としては、事故があった場合、保証協会から100%の代位弁済を受けることになりますから、通常であれば安心して融資に応ずるべきなんですね。しかし、今、若干また金融収縮が起こる状況下にありますから、いつも皆さん方に指摘するように、融資申し込みを受けた金融機関と保証協会がキャッチボールをやるようであればなかなか難しいと思うんです。連鎖倒産の防止を早急に実効あらしめるためには、代位弁済が100%ですから、この際、地元金融機関、さらに地元金融機関の拒絶を考えて消費者金融まで組み込んでおられるようありますから、ぜひ実効が100%できるようにお願いをしたいのですが、どういう状況を考えておられますか。

○古賀経営金融課長 保証協会と金融機関とのキャッチボールは余りないと思っているわけでございますけれども、今回はそういったことがないよう、連携がとられるように努力をさせていただきたいと思っています。

○丸山議員 2ページの大型倒産企業のセーフティネットに指定されている企業がこれまで7社あるんですが、これは、先ほどからありますとおり連鎖倒産を防ぐためと聞いています。が、実際に7社が倒産したことによって連鎖を防げなかった企業の把握はされているのかお伺いしたいと思います。

○古賀経営金融課長 大変申しわけございません。把握いたしておりません。

○丸山議員 今回、1,100社、県内400社とかなり多くの企業が関係あるということになりますと、1号指定されたおかげで連鎖倒産がなかつたのか。また逆に、連鎖倒産があったのは何が原因だったのか。金融機関とのつながりがうま

くとれなかつたのではないかということを含めて、検証をしっかりしていただきて今回の事案に対しても取り組んでいただきたいと思っております。

続けてですが、これまで県のほうが議会答弁の中で、公共工事はかなり厳しくなってきているが、技術力、経営力のすぐれた企業に残ってほしいというふうに、知事も含めてずっと同じような答弁があったんですが、今回の事案に関しては、技術力、経営力はいいというふうに我々は認識しております。技術力は県土整備部だと思っていますが、商工観光労働部として経営力に関してどのような把握をされていたのかお伺いしたいと思います。

○古賀経営金融課長 大企業ということもございましたし、個々の企業の経営状況についてはなかなか把握をしていない状況です。

○丸山議員 今後、連鎖倒産が発生しないよう賢明な努力をお願いしたいと思います。

○十屋委員長 それでは、その他に移りたいと思いますが、関連する事項のみ、よろしくお願ひ申し上げます。

○外山委員 先ほどの質問と以下同文であります。

○金丸地域雇用対策監 1万人雇用との関係でございますけれども、民事再生で一部解雇が出て、新たな会社に残ったという場合は、定年補充は対象にしませんよということを言っていますので、対象にならないという認識を持っております。

○外山委員 連鎖倒産をして雇用が移動した場合はどうなるんでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 いろいろケースがあるかと思いますが、その辺のところを含めて今、定義を検討しているところでございます。例え

ば新分野進出との関係とかいろいろ出てくるかとは思っております。

○外山委員 今から定義をということですが、前回の議会で定義は明らかにされたんじゃないですか。（「宿題」と呼ぶ者あり）夏休みが終わって宿題せんかったらペナルティーがあります。できるだけ早く定義を明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○十屋委員長 それでは、商工観光労働部を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時7分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部長、急々の委員会対応に御協力ありがとうございます。

それでは、説明のほうよろしくお願ひいたしたいと思います。

○山田県土整備部長 県土整備部でございます。

県内トップ企業が民事再生法による申請に至りましたことは、県内建設業界あるいは地域経済に与える影響が極めて大きいものと考えております。下請業者と関連企業の連鎖倒産を大変危惧しておりますので、早速、関係部と連携して対応しているところでございます。また、現在受注している工事については、既に志多組と協議に入っておりまして、今後、適切に対応してまいります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○持原管理課長 お手元資料の1ページをお開きください。志多組の会社概要でございますけれども、資本金が4億5,000万円、従業員が385人、直近の決算（19年6月期）で売上高が約380

億円、県内トップの建設業者でございます。

2の民事再生法適用申請に至った経緯でございますけれども、志多組は近年、首都圏のマンション建設を中心に受注しておりますが、6月にサブプライムローン問題に起因します不動産業界の低迷によります取引企業の倒産によりまして約25億円の請負代金に焦げつきが生じ、以降、資金繰りが急激に悪化したことから、民事再生法適用の申請に至ったようでございまして、負債額は278億円となっております。

次に、3の工事高の内訳でございますけれども、参考の表に掲げておりますように、直近3期の工事高を見てみると、民間工事と公共工事の割合はおよそ8対2となっておりまして、19年6月期は、元請工事代金約350億円のうち、民間工事が約290億円、公共工事、官庁工事が約60億円となっております。また、全工事高に占めます県工事高の割合は、一番右にございますけれども、約5%程度となっております。

次のページの4に、18年度から20年度までの県工事の受注状況を掲げております。

5に手持ち工事（県工事）の状況を掲げております。7件ございまして、工事の詳細は3ページに一覧表を掲げております。県土整備部所管工事が1番から6番まで6件、農政水産部所管工事が1件で、契約額の合計は25億9,000万円余となっております。

2ページに戻っていただきまして、これらの工事につきましては、未着工のものからほぼ完成に近いものまでございますけれども、各発注機関において早急に志多組と協議を行い、工事の続行や工期内の完成に支障がないか確認を行います。もし支障があるようであれば、速やかに契約解除、再発注を行うことによりまして、工期のおくれを最小限にとどめたいと考えてお

ります。

次に、6の下請業者等への対応についてでございます。県内のトップ企業に係ります今回の事態は、県内建設業界、地域経済に与える影響は非常に大きく、特に下請業者等関連会社の連鎖倒産を大変危惧いたしております。このため、県土整備部におきましても、各土木事務所に開設しております下請相談窓口におきまして、業者の方々からの相談に対し、きめ細かな対応を行いうように、各土木事務所等に対しまして8月8日付で文書で通知したところでございまして、商工等関係部局と綿密な連携をして対応してまいりたいと考えております。

今回の県内トップ企業の民事再生法申請事態でございますけれども、本県の建設産業を取り巻く厳しい状況等踏まえまして、今後とも入札制度改革につきましては隨時検証しながら、必要な見直しと改善を図ってまいります。以上でございます。

○十屋委員長 執行部からの説明が終わりました。

委員の質疑はありませんか。

○坂元委員 そもそも論としてお聞かせ願いたいんですが、総合評価とは一体何ですか。

○持原管理課長 従来の入札というのは、とかく価格だけで落札者を決めておりました。これが近年、一般競争入札の拡大等に伴いまして、価格だけの落札者の決定では品質の確保等の面で非常に心配が出てきている。全国的にも低価格の入札等がふえているということで、価格以外の技術等の要素を勘案しながら落札者を決定していくという、品質確保法に基づく新たな落札者の決定方法ということで、明治以来続いてきました価格だけの競争から、技術力を含めた落札決定方式を新たに設定する方式だと理解し

ております。

○坂元委員 評価の方法は、主観的、客観的というとどちらに重きがあるものですか。

○岡田技術企画課長 総合評価の施工計画に関しましては、技術提案を文章で提案いたしますので、主観、客観と言われますと、どちらかというと客観的でありながらも主観要素が入る。そのほかの要素、例えば企業の技術力、あるいは企業の社会貢献度、それから配置技術者の能力等は客観的に、むしろこの辺は機械的に評価しているところでございます。

○坂元委員 ある程度の時期には、機械的にちゃんと数値を入れるところは別として、それ以外の評価というのはおのずと客観性が十分感じられる評価でないと、聞くところによると相当異論が多いというふうに思っております。これは農政水産部の所管ですが、都井の漁港をとっています。これは私も実際はわからないんですが、金額的にはもっと低い人がいたんだけれども、総合評価で志多組に至ったということも聞きました。6月末ごろには志多組の経営危機というのは耳にしていたわけです。7月いっぱいもたないだろうというぐらいまで言われていました。それが総合評価では受注できるということは、とりもなおさず農政水産部にはそういう認識がなかったと判断していいということですか。

○岡田技術企画課長 総合評価には信用情報等の風評とかは評価しておりませんので、こちらのほうとしては全く把握しておりません。

○坂元委員 7件の手持ち工事のうち6件は県土整備部ですが、平均の落札率は何%ですか。

○持原管理課長 個別に申し上げます。上から75.6%、2番目の工事が82.7%、3番目が82.3%、4番目が77.6%、5番目が85.1%、

6番目が84%、7番目が84.7%、これを見ておわかりのように、早い時期の工事、例えば1番とか4番の落札率は70%台ということでかなり低くなっていますけれども、御存じのように昨年10月25日以降、最低制限価格を引き上げましたので、それ以後の工事につきましては85%程度をキープしておると見ております。

○坂元委員 志多組の場合、官公庁の仕事が非常にシェアとして低い。だけど、国土交通省の新直轄を相当とっているわけです。これもまた落札率が物すごく低いんですよね。皆さん方は予定価格というのをちゃんと持っておられる。理想とする成果品が得られる価格を予定価格と言うそうですが、ダンピングしてとることとは、とりもなおさず、理想とするものが得られないか、赤字覚悟でつくらなければならないということになるわけです。そういうことからいって、今回の志多組に象徴されるというか、入札制度の問題がひたひたと、私たちにも意見として危機感が伝えられておるわけです。そういう中で県も見直しを進めるという事例がありますが、具体的には年度内を目途とされておるのかどうか。

○持原管理課長 失礼ですが、今の検討というのは最低制限価格の話でございましょうか。

○坂元委員 いや、制度。

○持原管理課長 従来、事後公表とかの話の中で、綱紀保持マニュアルとか、プロテクトをかけてとか、段階的に検討しておりましたけれども、今回の事態というのも下請業者への影響等重大な問題と受けとめておりませんので、その辺の問題も含めて逐次改善を図っていきたい。プログラムによっては9月以降ということもあります。

○坂元委員 再生手続に入るまでに、県のOB

は志多組に何人いたのですか。

○持原管理課長 正式にあっせんとかそういうことではございませんけれども、2人というふうに私は理解しております。

○水間委員 先ほど商工観光労働部でもお尋ねをしたんですが、民事再生法の申請の経緯の中で、サブプライムローンの流れがあつてと、いわゆる物価高騰もあったでしょう。それだけでなく、耐震偽装問題から改正建築基準法、このことによって非常に検査が厳しくなる。それに3カ月も半年も費やさなければならぬというのが、一つは足を引っ張ったのではないかと予想もされるんですが、それについてはどうお考えですか。

○藤原建築住宅課長 昨年6月20日の基準法改正によりまして、構造計算と行政の判定制度が導入されたところでございますが、県内での判定士の確保が非常に困難なことから、東京にございます日本建築センターにその判定行為をお願いしたところであります。昨年度は、年間通じまして78件の判定申請等がございました。今年度は、そういった反省等踏まえまして、期間の短縮化とか労力の軽減化等のために、知事が直接判定をするということで、4月からは知事の判定行為としてスタートしたところでございます。4月、5月、6月の3カ月経過しましたが、現在までに39件の判定申請をいただいております。このペースで行きますと、今年度はおよそ150件程度の判定が申請されるだろうということで、昨年度の倍程度の申請は確保できるという予想をしております。

○水間委員 今回の志多組の民事再生について、県土整備部等には、大変だという話、この法を適用する、あるいは会社更生法を適用する、そういう旨のコンタクトか何かあったものですか

ないものですか。

○持原管理課長 当然、会社として営業しているわけですから、そのような事前の接触というのはございませんでした。ただ、周辺状況、ちまたにあふれている情報を収集する中で、6月に、先ほど申しましたような不動産業者の焦げつきを得て、7月以降急速に経営が厳しいという情報は、関係各課、関係機関等を通じて把握しておるところでございまして、民事再生申請いたしました8月8日の前日になって、今回は手形決済等含めて厳しい状況だという情報を入手したところでございます。

○水間委員 手形の決済日は、実はきょうの日にちになっているという話もあるんですが、そこはどうですか。

○持原管理課長 手形決済日は11日というふうに聞いておりました。

○水間委員 県の事業が7件あるようです。それについて今詳細な説明があったんですが、まさに6件が県土整備部です。国の事業について仕掛けになっているものは何件ぐらいあるんですか。

○持原管理課長 8月8日のきょうでございますので、必ずしも十分な把握ができていない面もございますけれども、国土交通省関係で13件の21億3,000万の手持ち工事があると伺っております。

○水間委員 それで、先ほど県の7件分、それから今おっしゃった国の13件、仕掛けについて、続行できるのかどうか会社に話を聞きながら、できるものであればお願いするし、できなければ再発注だというふうな表現でした。それについてはいつごろまでにやられるのか。

実は、延岡の倒産企業の権門を再発注したのが遅れた問題がありました。こんなことになら

ないように、再発注するんだったら早目の再発注も必要でしょうし、また本当にできるかどうか、これらも非常に問題だと思うんです。というのも、2番目なんかでも20年1月24日の契約でしょう。それから20年の3月31日、ごく最近が3番と7番ですね。現在、仕掛けをしている事業に対して、本当にこのまま民事再生使ってやつていけるのかどうか、そこらの判断は非常に難しいと思うんですけども、そこらについてお聞かせください。

○持原管理課長 実は志多組に対しまして、本日9時に、担当部長等を呼んで今後の工事続行の意志等について聴取したところでございます。8日の社長の説明も、公共工事については続行したい、本日の意見聴取におきましても、担当部長等も強い工事続行の意志の表明があったところでございます。これを受けて県といたしましては、一つには志多組が円滑に工期内に工事が完了できるのかどうか。いわゆる人、物、金——技術者を配置できるのかどうか、資材が確保できるのかどうか、必要な工事資金が手当でできるのかどうか、この3点をポイントに今後その辺の確認をしてまいりたい。それとあわせて、工事の内容につきまして、この間の延岡の蛇谷の件、民生に大きな影響を与えるような工事という場合もありますので、工事の内容に応じてその辺の要素と絡めて判断していきたいと考えております。

○水間委員 非常に対応が早いなとは思っております。ただ、今おっしゃった本当に円滑な工期の完了、それに対して業者としてはとにかく仕事をやりたいと思うのは当然だと思うんです。しかし、そこに適正な判断がないと、また延岡みたいなことになりますし、そこらあたりを十分に考慮していただきまして、関連する連鎖倒

産がないような、そして県土整備部として、これだけじゃなく、9月危機説というのを聞いているんですけども、こういうことが起こらないような入札制度も含めながら考えていただければと思います。以上です。

○武井委員 2点だけ質問させていただきます。

最後の3ページの手持ち工事一覧表を見ているんですが、志多組が現在受注している工事が7件あるということです。契約日を見ますと、至近の2週間以内に2件あるんですね。7月28日の田野、それからつい先日の8月4日、串間の立宇津ということなんですが、これは単純な偶然性といいますか、志多組が法規にのっとって落札をしたからこういうことになったという理解でよろしいでしょうか。

○持原管理課長 そういうことでございます。

○武井委員 先ほども少しあったんですが、7月の後半などというのは町じゅうで志多組の話が出回っているような状況で、非常に経営的に厳しいのではないかという話も出ていたんですが、そういった状況であっても契約が残り2週間で2件ふえています。全くそういったことは対応、対処には加味されなかったということによろしいですね。

○持原管理課長 今回のそういう情報というのは非常に錯綜しておる面がございまして、会社の説明にもありましたように、インターネット等を通じてかなり尾ひれがついた部分もあったかと思っております。今の制度上は、一定の条件に合致するものについては入札参加資格を認めるという考え方ですので、確たる事実もない段階ではねのけるというのは、制度上はできないということでございます。

○武井委員 これについていろんな話を持ってこられる方がいて、もちろんこれはうわさの話

ですから、それをとてどうということはないんですが、非常に経営が厳しいので仕事を回したんじゃないかという話も一部に聞こえてきます。結果として見ると、なるほど残り2週間で県工事が2件も出ているというのは、全体が7件しかない中では多いなと思うんですけども、そういうことは断じてないと、規則に基づいてやったということは間違いないですか。

○持原管理課長 先ほど来、総合評価の話も含めていろいろ聞かれておりますけれども、総合評価の基準は公表しておりますし、その結果につきましてもホームページ等で公表しておりますので、一切そういうことはございません。

○武井委員 では、もう一点だけ御質問します。志多組の今後の入札の資格といいますかランクは、この状況の中でどういうふうになっていくのか伺います。

○持原管理課長 今の制度上は、民事再生法の申し立てを申請いたしますと、その時点で入札参加資格はないという形になります。したがいまして、今後の入札につきましては参加ができなくなるという形でございますけれども、民事再生法の手続が、再生計画等が出されまして、債権者も了解した上で再生計画が裁判所によりまして認可される段階では、再度の随時の資格審査を上げていただいて、その段階で判断するという流れになろうかと思います。

○濱砂委員 負債総額が278億円ですが、近々の経営審査の時点での負債額は幾らで出ておりますか。

○持原管理課長 志多組は国土交通省所管の大蔵許可でございますけれども、私どもにております経審の結果では、19年6月期で売上高は378億でございますけれども、このほかに工事の未収金が123億、当期の純利益が1億、短期の

借り入れが47億、長期の借り入れが四捨五入しまして34億ということで、かなり借り入れも多額に上っておりますし、なおかつ工事の未収金が123億ということで、前期の18年度の決算の工事未収金が54億程度でございましたので、1年間で123億に上っているという状況が把握されております。その内容を見てみると、新聞等での報道、あるいは信用情報機関の分析にもございますけれども、首都圏でのマンション受注に伴う工事代金の受領のおくれが影響していると見ております。

○武井委員 県税の滞納等は志多組についてなかったか、確認をしたいと思います。

○持原管理課長 資格審査の段階ではもちろんないんでございますけれども、最近の状況につきましては、8日のきょうということで、現時点では把握いたしておりません。

○武井委員 確認がとれ次第報告をいただきたいと思います。

○河野哲也委員 国発注の工事が13件、うち東九州道関係が8件というふうに報道されていると思うんですけど、どうでしょうか。

○渡辺高速道対策局長 先ほど持原課長のほうから、当初契約ベースで国で13件、21億3,000万という報告がございましたけれども、当初契約ベースで東九州関連工事の志多組が受注している工事につきましては8件、約13億1,000万円、現在の契約ベースでいくと13億7,000万円と聞いております。

○河野哲也委員 先日、促進大会をしたばかりですが、この内訳というか、8件全部日南関係ですか。

○渡辺高速道対策局長 すべて清武一北郷間というふうに聞いてございます。

○河野哲也委員 県北関係はないということで

すか。

○渡辺高速道対策局長 ないというふうに報告を受けてございます。

○河野哲也委員 国発注関係が今ストップしているということで、高速道に関しては県北も県南も望んでいることですので、県としてしっかりと国への対策をよろしくお願ひします。

○星原委員 県の官製談合によって知事がかわって、入札制度改革がうたわれて、250万円以上が一般競争入札になってきて、今回こういう事態があった。ただ、県の工事の割合は5%とか7%、5.5%となっているんですが、つい先日、私の地元の三股の渕脇組もああいう形になりました。これは急激な制度切りかえが、ある部分ではあるんじゃないかと思うんですが、その点について、今回の件ひっくるめてどういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○持原管理課長 少なくとも入札制度改革による競争の激化等も一因というふうには理解しております。ただ、今回の事態を総合的に見てみると、やはり公共事業の縮小、それから民間工事への転出、民間工事の中でも特にミニバブルとまで言われております首都圏へのマンション工事への進出、そして業界の取引慣習として非常に工事代金がおくれる。聞くところによりますと着工時点で1割、途中で1割、完成して残りの8割というような形態とも聞いております。それとあわせて、資材の高騰とか、中央部での建築確認のおくれということ、もちろんの要因が重なって今回の事態になっておると思いますので、今後の入札制度改革に当たりましても、その辺の要素も十分勘案しながらさらに改善を図っていきたいと考えております。

○星原委員 今それれいただいたんですが、志多組の問題は確かに県外の問題もかなり占め

ていると思うんですが、今後、県内のほかの企業もかなり影響を受けてくるだろうと思うんです。全部を救うことは非常に難しいことですが、最低制限価格の問題とか事後公表の問題、あるいは県外業者の問題、早急に判断していかないと、先ほどだれか言いましたが、9月期とか、年末とか年度末に向かって、皆さん方が想定している以上に厳しい企業がいっぱい出てきておりますので、そういう面では地域に与える影響が想定されているんです。これは前から言っているようにね。だから、見直しとかいろいろ考え方があるということであれば、そういう問題についても情報収集して、解決できるところ、やれるところからやっていかないと、本当に厳しい状況は——志多組の場合は県外の部分がかなりあったということですが、それ以外の企業は、県内で仕事をして県内で生活しているわけですから、その辺のところも情報把握をされているとは思うんですけども、その辺についてしっかりやっとかんと、この問題で終わりじゃなくて、これからがある部分では始まりの部分かなと思うんです。

というのは、安藤知事時代に、200、200、200、3年間で減額してきて、その間も生活関連枠とか少しは予算も組みながらやってきましたけれども、その後、19年、20年はそういう枠もないわけで、そして公共事業費が1,000億ぐらい減ってきており中であります。ただ、業者の数が多いとかいろいろ言われるんですが、我々が地域において聞かされるのは、金額が半分になったんだから企業が半分になるのは、ある部分は想定されるわけですけれども、まだやり方次第で生き延びる方法があるんだということもあるわけです。金融機関との問題ひっくるめてそういうことがありますので、多分、情報は十分把握

されていると思いますので、その取り組みは早急にやっていかないと、年末に向けて厳しい状況になると思いますので、その辺についての考え方をお聞かせください。

○持原管理課長 関連下請業者等の倒産防止という面に関しましては、先ほど商工観光労働部のほうから説明があったかと思いますけれども、金融面での支援が中心になろうかと思います。そういう面ではあちらのほうとも十分連携をとってまいりたいと考えております。

今回の入札制度改革に関する問題につきましては、従来から協会の皆様方、関係団体の皆様方とは意見交換をしながら改善に努めているところでございまして、昨年の最低制限価格の引き上げを初め、総合評価の今回の大幅な見直し、細かいところでは入札参加資格の問題等含めていろいろ議論をさせていただいて改善に努めているところでございますので、おっしゃったような御意見等も十分踏まえながら、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。

○外山委員 債権企業の県及び市町村の受注件数及び受注額はわかりますか。

○持原管理課長 19年度が19件の19億2,000万、これは県工事でございます。18年度が23件の8億7,000万。市町村工事につきましてはちょっと……。

○外山委員 今の数は、例えば志多組に債権を持っている建設企業。というのは、昨年でしたか、ある大型建設業が倒産をしたときに、関連をする企業が再発注で随分ありました。そのことを今申し上げているんですよ。

○持原管理課長 関連の下請業者の数ということをございましょうか。

○十屋委員長 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時49分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

ほかございませんか。

委員外議員の皆さんでお聞きになりたいことがありますか。

○丸山議員 1点だけお伺いします。商工サイドにも聞いたんですが、県の公共工事が少なくなる中で、県内でどうしても今後とも残ってほしいという企業は、技術力、経営力にすぐれた企業というふうにずっと答弁されているんですが、技術力、経営力のすぐれたというのは、具体的にどのようなことを県としては考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○岡田技術企画課長 総合評価の中では確かに、地域の中における技術と経営にすぐれた業者が伸びる環境というところで総合評価を進めているところでありますが、技術力につきましては、これまでの施工実績に基づきます工事成績によって評価しております。それから経営力につきましては、2年に一度行います格付がございまして、継続的に10年間での施工実績、公共事業を立派に完成させているということ等、そのあたりまでしか私どものほうでは把握はできておりません。

○丸山議員 今回の志多組が未収金が123億程度あって、利益が1億も出ているというのは、経営審査のチェックがどのような形だったのかというのがありますので、今後とも改善も含めてやっていただければありがたいと思っております。

○十屋委員長 ほかございませんか。

それでは、これで県土整備部の審査を終わりたいと思います。

県土整備部の皆さんには、どうも御苦労さまで

した。

暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

きょう質疑をしたわけですけれども、委員の皆様から今後の取り組みについて何か御意見があれば伺っておきたいと思います。

私の考え方としては、もしいろんな情報がわかれば、9月議会の委員会で途中経過の説明をしていただこうかなというふうには思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、別件ですけれども、県外調査の8月27日から29日までの日程が固まっておりますので、皆様のお手元に配付しております。御一読いただきたいと思います。

ほか何かありませんでしょうか。

○水間委員 さっきの報告の話ですが、それは本会議でやりたいということですか。

○十屋委員長 いいえ、委員会の中で報告を受けたいということです。

それでは、以上をもちまして委員会を終了したいと思います。

午前11時55分閉会